

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書の一部開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成14年5月1日付けで「特殊農地保全整備事業西花岡地区の一時利用地指定図1工区から5工区まで」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成14年5月29日付け鹿屋耕第57号で一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、この決定を不服として、平成14年6月3日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

ア 法務局の図面を調べたところ、古江バイパスの予定地に余裕地が付され、土地改良区の役員に通常の売却価格より安く増配分されている疑問がある。

事業に関係のある者は、事業の公平性や換地の公平性の観点から、一時利用地指定図におけるすべての個人名を知る権利がある。

イ 事業計画変更の法定手続がなされないで、一時利用地指定が行われており、また公告縦覧の手続がなされていないため、事業の効力そのものが無効である。

ウ 平成15年2月28日の福岡高裁の判決で「土地改良法に基づく換地においては、余裕地の設定、処分をすることは認められていない」とされているが、この判決に反して余裕地を設定し、売却の上、工事代に充当されている。

エ 一時利用指定地は、従前の土地と照応していなければならないが、余裕地を売却したことにより、換地照応性が疑わしい。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

(1) 本件対象公文書について

ア 一時利用地の指定

土地改良事業を適正かつ円滑に実施するため、事業参加者が事業の実施途中であっても農用地を継続して利用できるように、工事が完了した土地の換地処分が終了するまでの間、土地改良法第53条の5第1項に基づき従前の土地に代わるべき一時利用地を指定している。

指定の方法は、一時利用地指定通知書により行われ、従前の土地及びその一時利用地に権利を有する者（以下「権利者」という。）に対し、従前の土地及び一時利用地の位置、地積並びにその使用開始の日を通知している。

イ 一時利用地指定図

一時利用地指定図は、ほ場整備（区画整理）工事の出来形平面図を基に作成されており、その中には、ほ場番号、地積、一時利用地の指定を受けた者の氏名、その他保留地（異議申立人がいう「余裕地」をいう。以下同じ。）等の事項が表示されている。

この一時利用地指定図の取扱いについては、土地改良法や農林水産省の通達等では何ら定められておらず、その作成は事業主体の裁量に委ねられている。

一時利用地指定通知書に記載された一時利用地の状況だけでは、当該指定地の位置及び形状等を確認できないことから、通常は、換地委員会等が一時利用地指定計画を決定する際の参考資料として、一時利用地指定に係る選定対象地の調整過程において、一時利用地指定図を作成している。

また、一時利用地指定図は、特に公表することを目的として作成していないが、実際には、一時利用地指定通知の前段階で事業実施地区の説明会等において、当該図面により、各権利者にそれぞれの一時利用地の位置を確認してもらう場合があり、また、一時利用地指定通知の際に当該図面を事務所等に備え付け、権利者の閲覧に供していることから、それらの場合に、各権利者は同一図面上にある他人の一時利用地を知り得ることになる。しかし、このことをもって権利者以外の第三者に対し全体図面を公表している訳ではない。

(2) 不開示の理由

本件対象公文書には、一時利用地の指定を受けた者の氏名、ほ場番号、地積のほか道路、水路及び保留地等が表示されている。

このうち一時利用地の指定を受けた者の氏名については、特定の個人が識別され得る情報であり、旧条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の規定により不開示とし、一部開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年7月26日	諮問を受けた。
平成15年1月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
21日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
4月30日	異議申立人から意見書を受理した。 諮問の審議を行った。
5月19日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取） （異議申立人から意見を聴取）
6月12日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

本件対象公文書は、条例施行日（平成13年4月1日）前に作成されたものであるため、審査会は、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の性格及び内容

本件対象公文書は、前記3の（1）記載のとおり、一時利用地の位置及び形状等を特定するため、換地委員会等が一時利用地指定計画を決定する際の参考資料として一時利用地指定に係る選定対象地の調整過程において作成される図面であり、一時利用地の指定を受けた者の氏名、ほ場番号、地積のほか道路、水路及び保留地等が記載されている。

イ 旧条例第8条第2号本文の該当性

旧条例第8条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

本号本文は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、思想、宗教等個人の内心に関する情報、健康状況、病歴等個人の心身の状況に関する情報、婚姻歴、家族状況、生活記録等個人の家庭等の状況に関する情報、学歴、職歴等個人の経歴に関する情報、団体活動記録、交際関係等個人の社会活動に関する情報、所得、資産等個人の財産状況に関する情報その他一切の個人に関する情報をいう。

そこで、本件対象公文書のうち、不開示とした一時利用地の指定を受けた者の氏名が、この規定に該当するかどうかについて検討すると、特定の個人が識別され得るものであり、本号本文に該当すると判断する。

ウ 旧条例第8条第2号ただし書の該当性

異議申立人は、一時利用地の指定を受けた者の氏名が公開されなければ、事業が公平に行われているかどうか確認できない旨主張しているが、一時利用地の公平性については、事業主体（本件については実施機関）が事業を行うに当たって考慮すべき基準であるとされている。

そこで、このことを前提に、不開示とした一時利用地の指定を受けた者の氏名が、本号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

本号ただし書では、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、本号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

本件対象公文書は、一時利用地に関係を有する権利者に限って閲覧することができるのみで、何人でも閲覧することができる」とされている情報であるとは認められず、また、実施機関が公表を目的としては作成したものではなく、更に公益上誰に対しても開示する必要がある情報であることも認められない。

したがって、本件対象公文書に含まれる一時利用地の指定を受けた者の氏名についても同様に扱うべきである。

以上のことから、旧条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しないものと判断する。

エ その他の主張について

異議申立人は、西花岡地区の特殊農地保全整備事業の無効性や余裕地の売却につい

て主張しているが、これらはいずれも開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では特に判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。